

飯能市業務委託に係る随意契約の方法に関する基準

(平成12年3月1日)

1 趣 旨

業務委託に係る随意契約の方法については、この基準の定めるところによる。

2 業者の選定

(1) 指名業者の選定に当たっては、実績、技術的適正、経営状況等を総合的に勘案して選定することとし、できる限り特定の者に固定化せず、又は偏らないよう留意するものとする。

(2) 契約の相手方が特定されている場合を除き、指名業者については、なるべく次の基準により選定するものとする。

予定価格が100万円未満の場合	2社以上
予定価格が100万円以上500万円未満の場合	3社以上
予定価格が500万円以上1,000万円未満の場合	4社以上
予定価格が1,000万円以上の場合	5社以上

3 実施額の算出

(1) 実施額については、設計等により積算して算出するものとする。

(2) 実施額を積算することができない場合は、過去の例や他市の例などの情報を収集し、実施額の算出根拠の妥当性を熟慮して算出するものとする。

4 見積説明会の開催等

契約の相手方が特定している場合を除き、なるべく見積説明会を開催し、指名業者を一同に集めて委託業務内容等を説明し、日時、場所を指定して見積書を提出させ、見積結果を公表して契約の相手方を決定するものとする。

5 上記により難しい場合

- (1) 上記2、3及び4で定める基準により難しい場合は、他の方法を選定するものとし、その場合においては、業務委託伺い及び業務委託契約執行依頼書にその理由を付記するものとする。
- (2) 理由書には、その理由の適正性及び妥当性の確認ができるように明記する。

6 契約方法の選定

契約の方法については、別記「随意契約の方法の選定図」によって選定するものとする。ただし、国（公団を含む。）、地方公共団体その他の公共団体、飯能市土地開発公社、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会、公益社団法人飯能市シルバー人材センター等については、この限りでない。

附 則

この基準は、平成12年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日以後に締結する契約について適用する。